

鉄道営業法

1. 案内情報

手続名	: 特別の取扱いの許可
手続根拠	: 鉄道営業法第1条 新幹線鉄道運転規則第8条第1項
手続対象者	: 新幹線鉄道運転規則の規定により難い取扱いをしようとする 鉄道事業者
提出時期	: 鉄道運転規則の規定により難い取扱いをしようとするとき
提出方法	: 特別の取扱いの許可申請書を作成し、地方運輸局鉄道部運転 保安課、技術課（第一課・第二課）を經由し、国土交通大臣 あて提出して下さい。
手数料	: なし
添付書類・部数	: なし
申請書様式	:
記載要領・記載例	: 提出先となる運輸局鉄道部運転保安課、技術課（第一課・第 二課）にお問い合わせください。

2. 窓口情報

提出先:

北海道運輸局鉄道部運転保安課	0 1 1 - 2 9 0 - 2 7 3 2
技術課	0 1 1 - 2 9 0 - 2 7 3 3
東北運輸局鉄道部運転保安課	0 2 2 - 7 9 1 - 7 5 2 6
技術課	0 2 2 - 7 8 1 - 7 5 2 8
新潟運輸局鉄道部運転保安課	0 2 5 - 2 4 4 - 6 1 1 7
技術第一課	"
技術第二課	"
関東運輸局鉄道部運転保安課	0 4 5 - 2 1 1 - 7 2 4 0
技術第一課	0 4 5 - 2 1 1 - 7 2 4 1
技術第二課	0 4 5 - 2 1 1 - 7 2 4 2
中部運輸局鉄道部運転保安課	0 5 2 - 9 5 2 - 8 0 3 1
技術第一課	0 5 2 - 9 5 2 - 8 0 3 2
技術第二課	0 5 2 - 9 5 2 - 8 0 3 3
近畿運輸局鉄道部運転保安課	0 6 - 6 9 4 9 - 6 4 4 0
技術第一課	0 6 - 6 9 4 9 - 6 4 4 1
技術第二課	0 6 - 6 9 4 9 - 6 4 4 2
中国運輸局鉄道部運転保安課	0 8 2 - 2 2 8 - 8 7 9 7
技術課	"
四国運輸局鉄道部運転保安課	0 8 7 - 8 3 5 - 6 3 6 0
技術課	0 8 7 - 8 3 5 - 6 3 6 1
九州運輸局鉄道部運転保安課	0 9 2 - 4 7 2 - 4 0 6 2

技術課 092 - 472 - 2520

受付時間：提出先にお問い合わせください。

相談窓口：地方運輸局鉄道部運転保安課

〃 技術課（第一課・第二課）

3. 手続情報

審査基準：・規定によることのできない理由が、規定の目的および背景に照らし合理的なものであること。

・規定に適合する場合と同等の安全が確保される措置が講じられること。

標準処理期間：本省120日

不服申立方法：（行政不服審査法の規定による）

鉄道営業法

1. 案内情報

手続名	: 特別の取扱いの許可
手続根拠	: 鉄道営業法第1条 鉄道運転規則第5条第1項
手続対象者	: 鉄道運転規則の規定により難い取扱いをしようとする鉄道事業者
提出時期	: 鉄道運転規則の規定により難い取扱いをしようとするとき
提出方法	: 特別の取扱い許可申請書を作成し、地方運輸局鉄道部運転保安課又は技術課（第一課・第二課）を經由し、国土交通大臣あて（鋼索鉄道、無軌条電車にあつては、地方運輸局長あて）へ提出して下さい。
手数料	: なし
添付書類・部数	: なし
申請書様式	:
記載要領・記載例	: 提出先となる各地方運輸局鉄道部運転保安課、技術課（第一課・第二課）にお問い合わせください。

2. 窓口情報

提出先:	
北海道運輸局鉄道部運転保安課	0 1 1 - 2 9 0 - 2 7 3 2
技術課	0 1 1 - 2 9 0 - 2 7 3 3
東北運輸局鉄道部運転保安課	0 2 2 - 7 9 1 - 7 5 2 6
技術課	0 2 2 - 7 8 1 - 7 5 2 8
新潟運輸局鉄道部運転保安課	0 2 5 - 2 4 4 - 6 1 1 7
技術第一課	"
技術第二課	"
関東運輸局鉄道部運転保安課	0 4 5 - 2 1 1 - 7 2 4 0
技術第一課	0 4 5 - 2 1 1 - 7 2 4 1
技術第二課	0 4 5 - 2 1 1 - 7 2 4 2
中部運輸局鉄道部運転保安課	0 5 2 - 9 5 2 - 8 0 3 1
技術第一課	0 5 2 - 9 5 2 - 8 0 3 2
技術第二課	0 5 2 - 9 5 2 - 8 0 3 3
近畿運輸局鉄道部運転保安課	0 6 - 6 9 4 9 - 6 4 4 0
技術第一課	0 6 - 6 9 4 9 - 6 4 4 1
技術第二課	0 6 - 6 9 4 9 - 6 4 4 2
中国運輸局鉄道部運転保安課	0 8 2 - 2 2 8 - 8 7 9 7
技術課	"
四国運輸局鉄道部運転保安課	0 8 7 - 8 3 5 - 6 3 6 0

技術課 0 8 7 - 8 3 5 - 6 3 6 1
九州運輸局鉄道部運転保安課 0 9 2 - 4 7 2 - 4 0 6 2
技術課 0 9 2 - 4 7 2 - 2 5 2 0

受付時間：提出先にお問い合わせください。

相談窓口：地方運輸局鉄道部運転保安課

” 技術課（第一課・第二課）

3. 手続情報

審査基準：・規定によることのできない理由が、規定の目的および背景に照らし合理的なものであること。

・規定に適合する場合と同等の安全が確保される措置が講じられること。

標準処理期間：120日

不服申立方法：（行政不服審査法の規定による）